

〔九成宮醴泉銘〕上及中宮、歷覽臺觀、

〔後漢書〕鄧皇后會、有司奏、建長秋宮、帝曰、皇后之尊、與朕同體、承宗廟、母天下、豈易哉、

〔古事記傳二十〕大后は字のまゝに、意富岐佐岐と訓べし、後世の皇后なり、古は天皇の大御妻等

を后と申て、其中の最上なる一柱を、殊に尊みて大后とは申えしこと、上卷八千矛神段の傳三十一

葉に云るが如し、大は、大臣大連などの大と同じく、されど猶疑あらむ人の爲に、其證をも

舉て、なほつばらに云む、先古に后とは一柱に限らず、後に妃夫人など、申す班までを幾柱に

ても申せり、今世女童の詞に、十二人の御后といふなる倭建命を、其后とあり

て又次に坐、倭后等云々とあるは、橋比賣をも坐、倭をも、共に后と申せるなり、倭建命は、萬を天

なる例、又等と云るを以ても、一柱に限らざることを知べし、されば書紀反正卷に、皇夫人、また夫

人敏達卷にも、夫人、これらを、伎佐伎と訓るは古にかなへる訓なり、字鏡にも、媼、妃也、支、佐支と

あり、又書紀に、夫人をば、意富刀自と訓る處もあるは、心得ず、又妃、夫人、媼、女御などを多くは、美

此訓は悪からず、但神武卷に、尊正妃爲皇后とある、正妃を、牟加比賣、皇后を、伎佐伎と訓る、

文字に就ては、然も訓べれども、當時の實の稱には、叶ふべくも非ず、牟加比賣、皇后を、伎佐伎と訓る、

すべく、又伎佐伎は、凡て、いづれにも、たる稱なれば、なり、されば、皇后は、意富伎佐伎、皇后を、

さて其後等の中の第一なるを、大后と申せし證は、此處を始として、玉垣宮仁段に、其大后比

婆須比賣命と見え、訓志比宮、哀、仲段に、息長足比賣命を大后と申し、高津宮德、仁段に、大后石之

日賣命と見え、又遠飛鳥宮、恭、九段、朝倉宮略、雄段などにも、同く大后と申せり、又書紀天智卷に、

天皇御病甚重くならせ給へる時に、天武天皇の儲君に坐けるが、後事を辭申給へる御言に、請

奉、洪業付屬大后云々、とある大后も、皇后倭姬王を申たまへるなり、凡て書紀の例は、上代の事

は、漢國の定め、に隨ひて、當代の大后をば、皇后と書き、御母后をこそ、皇太后と書れたるなり、此

は、其例に違ひて、たまた、當時の實の稱のまゝに、當代の大后と書れたるなり、此餘にも、此

たり、御子をば、皇子皇女と書るが、凡ての例なるに、をり、は、王と書れたる事もあり、見え、又萬